

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7970) 東部市場 (06-6756-3981) 南港市場 (06-6675-2020)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	せり人の登録の取消しその他の処分（法令違反に対する監督処分として行うもの）
概要	登録したせり人が大阪市中央卸売市場業務条例、同条例施行規則若しくは同南港市場施行規則又はこれらに基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」といいます。）をしたときは、登録の取消しのほか、業務の停止命令の措置を講じることがあります。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第69条第5項（昭和46年条例第40号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	◎処分の対象となる行為は、大阪市中央卸売市場業務条例、同条例施行規則及び同南港市場施行規則並びにこれらに基づく処分に違反する一切の行為をいいます。 ◎違反行為を行ったせり人に対し、登録の取消し、又は6月以内の期間を定めた業務の停止を命じることがあります。 ◎処分の量定は、市場の適正・健全な運営への影響の程度、他の取引参加者の不利益の程度、せり人の過失の程度その他の事情を総合的に考慮して定めます。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023610.html
備考	—